

## 会費等の会計処理に関する細部規定

標記について、隊友会規程第 5 号（以下「会計処理規程」という。）及び県規則によるほか、理事役会決議事項とされた会計処理の細部を次のとおり定める。

### 1 会計責任者等の指定及び責務

- (1) 県会長は、本部の会計責任者の補助者として、県隊友会の会計責任者の任に当たる。
- (2) 県事務局長及び各支部長は、県会計責任者の補助者として県会長を補佐するとともに、県事務局長は県本部の、各支部長は各支部の会計責任者の任に当たる。

### 2 会費等の処理規定

#### (1) 正会員会費及び特別会員会費の処理

##### ア 県本部における処理

- (ア) 県本部は、県本部及び直轄支部所属会員の会費を徴収する。ただし、会費納入率の向上を図るため、所属直轄支部が徴収業務を実施して県本部に納付する。
- (イ) 県本部は、直轄支部の活動資金として、各直轄支部における会費の徴収実績等を勘案し、県本部に納付された会費の最大 40% を「支部交付金」として当該直轄支部に交付する。
- (ウ) 県本部は、本部から送付される即入会員の正会員会費（本部還付金）を受領し、うち 10% を「正会員負担金」として本部に納付するとともに 15% を県本部、75% を会員が所属する独立支部に移管する。
- (エ) 県本部は、直接県本部に会費を納入した新規会員（直入会員）の内、本人から独立支部に所属したい旨の申し出があった場合、初回会費の 15% を当該独立支部からの納付金として県本部収入とし、85% を当該独立支部へ移管する。

##### イ 独立支部における処理

- (ア) 所属する会員の会費を徴収し、うち 10% を県本部に納付する。
- (イ) 県本部から移管された直入会員の会費について、県本部が差し引く前の金額を会費収入として計上し、うち 15% を県本部への納入金として処理する。

#### (2) 寄付金の処理

##### ア 正会員寄付金

- (ア) 県規則第 31 条第 2 項に定める終身会員寄付金の基準額を 1 口 1,000 円とし、2 口を標準とする。

(イ) 前(ア)項以外の正会員による寄付金については、県本部又は当該独立支部の収入とし、「正会員寄付金」として処理する。

イ 一般寄付金

特別会員等からの寄付金は、寄付受けした県本部又は支部の収入として処理する。

ウ 特別目的の臨時寄付金

大震災等寄付金に代表される隊友会全体で取り組む案件で、本部から寄付金依頼があった場合、県本部が直接処理する。

3 経費支出基準に関する規定

(1) 香典等の支出基準並びに弔電の発出基準

県規則第37条第2項の細部を次のとおりとする。

ア 香典の支出基準及び帳票処理要領

(ア) 正会員及び特別会員の死去に際しては、5,000円の香典を支出する。ただし、次の役職会員の死去に際しては、10,000円の香典を支出するものとする。

a 県会長、県副会長及び支部長

b その他、県会長又は独立支部長が特に必要と認めた顧問等

(イ) 会員が香典を持参した場合、当該会員の交通費として1,000円を支給する。

(ウ) 正会員に対する香典支出は、「正会員香典支出」とし、特別会員に対する香典の出は「遺族援助費支出」として処理する。

イ 弔電の発出基準

(ア) 県本部役員(理事役、監事役)及び県本部顧問等の死去に際しては、当該会員の貢献度等を考慮し、県会長が弔電を発出することができる。

(イ) 代議員、支部役員及び支部顧問等の死去に際しては、当該会員の貢献度等を考慮し、当該支部長が弔電を発出することができる。

ウ 見舞金の支出基準

原則として支出しない。

(2) 講師謝礼金の支出基準

講演会等を主催して講師を招聘した場合の謝礼金は、次を基準とする。

ア 謝礼金の支出対象は、原則として県総会及び支部総会のみとする。

イ 基準額は、部外講師30,000円、県隊友会会員講師20,000円とする。

ウ 自衛隊員が講師の場合は、謝礼金を支払わないものとする。

#### 4 県本部と直轄支部の間の会計処理規定

(1) 収支決算上、県本部と直轄支部は一体として会計処理する。

(2) 県本部における会計処理

ア 直轄支部に必要な経費のうち、次については、県本部が直接負担する。

(ア) 隊友紙発送費として、単価60円で発送部数分

(イ) 直轄支部が総会時に講師を招聘し、講演会を実施した場合における講師謝礼金

(ウ) 香典費及び香典を持参した会員に対する交通費

(エ) その他、県本部が支出するのが適当と判断した場合

イ 県本部は、直轄支部が前ア項以外の支出に充当するため、次により支部交付金を交付する。

(ア) 当該支部所属会員から徴収した会費のうち、最大40%分

(イ) 直轄支部が総会及び地域との意見交換会を実施する場合、開催通知等に必要  
な通信費に相当する額

(ウ) 本部から交付された広告手数料等のうち、直轄支部が関与した額

(3) 直轄支部における会計処理

ア 直轄支部は、支部交付金及び自らの活動による収入による資産をもって、支部活動を実施する。

イ 直轄支部は、前(2)一ア項に関し、県本部が支出する経費については、当該支部において支出実務を代行する。この際、隊友紙発送について手配り等により発送費を抑制して差額を事業収入として計上することができる。

(4) 決算時の措置

直轄支部の決算において繰越金を生じた場合、県本部に拠出することなく、当該支部の繰越金とする。